

■行政サービス改善検討項目一覧

検証委員からいただいた改善策	取り組み状況 (R5年3月時点)	実施時期
1. 入札・契約		
①入札について		
Ⅰ. 提出書類・資料の見直し		
低入札価格調査における提出資料の必要性を検討し過剰な資料提出要求を改めるべき	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表を提出不要とした。 ・付近の手持工事、関連工事、資材購入先、手持資材・機械一覧等の書類について、低価格入札を実現できる理由の説明に必要でない場合は提出を不要とした。 	R3.8
要求すべき資料であってもその内容について見直しを検討すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に施工した公共工事の実績について、必要な記載を最大10件に限定するよう改めた。 ・建築工事について、工事費内訳書の記載を必須としないよう改めた。 	R3.8
Ⅱ. 総合評価落札方式における基礎点制度の活用		
基礎点制度の利用促進を図るため市から積極的にアナウンスすべき	建設協力会、建築協力会、電気設備協力会との意見交換時に周知を行った。今後も継続して市ホームページにて情報提供を行う。	R3.7～10
同様の仕組みを他に転用する可能性を模索すべき	同様の仕組みを他に転用できないか、状況に応じて可能性を模索する。	—
Ⅲ. 様式のデータによる提出		
様式のExcelファイル等でのデータ提供について検討すべき	建築工事と設備工事についてExcelファイルへの変更を行った。R4より土木工事についてもExcelファイルの提供を開始している。	R3.9 R4.4

■行政サービス改善検討項目一覧

検証委員からいただいた改善策	取り組み状況 (R5年3月時点)	実施時期
IV. 配点の公平性の追求		
総合評価落札方式における評価項目は事業者の視点からも内容を検討し、公平性が確保できるようにすべき	CPD制度について、令和3年4月より標準型においても簡易型と同様に別枠で得点できるように変更した。 今後も公平性を確保できるような制度改善を図る。	R3.4
②見積合わせについて		
I. 見積合わせを求める範囲について		
見積合わせの制度及びその範囲は、現状を維持するのが望ましい (物品調達の場合：税込10万円以上100万円以下)	現状を維持する。	—
II. その他事務の改善について		
納品書を様式に貼り付けるという運用の改善を検討すべき	契約事務手続規程を改正（令和3年7月21日施行）し、業者様式の納品書にそのまま検査結果を記入することで、様式第25号の3（納品検査調書（検査合格報告書））への貼りつけを原則として不要とした。	R3.7
2. 指定管理者制度		
①選定評価委員会における一律外部委員の適否		
一律外部委員に固執するのではなく、内部職員が選定評価委員として加入するのが適する施設の有無について分類・検討し、必要に応じて検討すべき	原則外部委員で構成するとしていたものを、内部委員が過半数を超えない範囲に変更した。	R4.4
分科会を設けるなど、施設特性に応じ、それに即した委員を選定すべき	制度運用マニュアルにおいて、施設の特性に応じた審議を促進するため、部会の設置についての文言を追記した。	R4.4

■行政サービス改善検討項目一覧

検証委員からいただいた改善策	取り組み状況 (R5年3月時点)	実施時期
②説明会・応募の過程について		
Ⅰ. 説明会の実施方法		
施設特性に応じて応募説明会のオンライン実施も検討すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者からの要求に応じて応募説明会へのオンライン参加を可能とする対応を行うよう、施設所管課に対して通知を発出した。 ・制度運用マニュアルにおいて、応募説明会・現地説明会を実施する際は、同日同会場開催やオンラインの活用などの応募者が参加しやすくなるよう留意する旨を明記した。 	R3.8 R4.4
そもそも応募説明会の必要性を再考し、現地説明会のみとすることも検討すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・応募説明会・現地説明会を実施する際は、同日同会場開催するなど、応募者にとって負担が少ない手段を採用するよう、施設所管課に対して通知を発出した。 ・制度運用マニュアルにおいて、応募説明会・現地説明会を実施する際は、同日同会場開催やオンラインの活用などの応募者が参加しやすくなるよう留意する旨を明記した。 	R3.8 R4.4
Ⅱ. 公募書類の分量・提出方法		
応募書類の紙媒体での副本の提出の廃止及び提出させるとしてもその部数削減を検討すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者に提出を求める書類は電子データによることとし、原則として副本の提出を求めないよう、施設所管課に対して通知を発出した。 ・制度運用マニュアルにおいて、応募書類の電子データでの提出を推奨するとともに、副本は原則不要である旨を明記した。 	R3.8 R4.4
副本についてのマスキングを求める趣旨・必要性を検討すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者に提出を求める書類は電子データによることとし、原則として副本の提出を求めないよう、施設所管課に対して通知を発出した。 ・制度運用マニュアルにおいて、応募書類の電子データでの提出を推奨するとともに、副本は原則不要である旨を明記した。 	R3.8 R4.4
副本にマスキングを求める場合でも、マスキング判断を明確に行える指示となっているか確認すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者に提出を求める書類は電子データによることとし、原則として副本の提出を求めないよう、施設所管課に対して通知を発出した。 ・制度運用マニュアルにおいて、応募書類の電子データでの提出を推奨するとともに、副本は原則不要である旨を明記した。 	R3.8 R4.4

■行政サービス改善検討項目一覧

検証委員からいただいた改善策	取り組み状況 (R5年3月時点)	実施時期
③選定後の運営過程について		
Ⅰ. 利用者満足度調査		
現状のアンケート方法・内容が当該施設にとって適切なものか改めて検討すべき	制度運用マニュアルにおいて、施設の利用実態の把握し、今後の施設の管理運営に活かすことができるよう、「居住地」「年代」「利用頻度」「交通手段」を利用者満足度調査の必須項目とする旨を明記した。	R4.4
Ⅱ. 事業報告書		
重複する事業報告書及びその内容については廃止を検討すべき	制度運用マニュアルにおいて、指定管理者に定期的に求める報告書について、重複する内容を報告させる等の過度な負担がないよう留意する旨を明記した。	R4.4
④その他		
施設の特性に配慮しつつ、職員配置基準の趣旨・目的に沿った配置要件の見直し・柔軟化も検討すべき	各施設の専門人材の配置基準について、状況把握を実施した（過度な配置基準は見られなかった）。	R3.6
新型コロナウイルスに起因したリスク分担の点についても十分な調査・配慮が必要	・利用制限を実施する施設について、キャンセルに伴う未収相当額（施設の利用制限を理由にキャンセルするもの等）を補填することとした。	R3.4.5～10.21
	・利用料金制を導入している指定管理施設で、対応方針に基づき休館した施設について、指定管理業務に係る必要経費の一部を補填することとした。	R3.4.25～5.11
3. 開発許可		
①市街化調整区域の開発許可について：里づくり計画に位置付けることの手続的負担		
Ⅰ. 里づくり計画へ位置付ける手続自体の抜本的検討		
里づくり協議会に依存しない形で住民の意向や地域の特性を反映させつつ、秩序ある土地利用の計画推進と農村らしい秩序ある景観の保全及び形成を図る制度を検討することも必要	・里づくり計画の策定を省略できるよう手続きの簡素化を行った。	R4.2
	・さらに、里づくり協議会に依存しない手法での開発許可基準の緩和（集落における既存建築物の用途変更等）をR4.7に実施した。	R4.7

■行政サービス改善検討項目一覧

検証委員からいただいた改善策	取り組み状況 (R5年3月時点)	実施時期
II. 現状の制度を前提とした改善策について		
里づくり協議会が存在しない地域や存在しても活動実態に乏しい地域の場合、移住希望者等と地域住民との協議を円滑に行うことができるように支援する制度が求められる	移住者が起業を希望する場合、里づくり協議会による農村定住起業計画（里づくり計画内）の策定を不要とし、里づくり協議会（里づくり協議会が存在しない地域では自治会）の承諾を得ることで、起業を可能とする規制緩和を実施した。	R4.2
里づくり協議会が存在するが、里づくり計画が未策定の地域において、里づくり計画を策定するためのより一層の支援制度の拡大・充実が求められる	移住者が起業を希望する場合、里づくり協議会による農村定住起業計画（里づくり計画内）の策定を不要とし、里づくり協議会（里づくり協議会が存在しない地域では自治会）の承諾を得ることで、起業を可能とする規制緩和を実施した。	R4.2
里づくり協議会との協議方法や合意形成手続についてのルールやガイドライン、モデルケース等の作成・公表など、透明化・明確化の検討が必要	移住相談会において、農村定住促進コーディネーターを通じて、具体的なモデルケースを用いて、里づくり協議会との協議方法についての説明を行っている。R4年度内に農村定住起業についてわかりやすく記載した移住者向けの冊子（（仮）里山起業ハンドブック）を作成するとともに、HPでの公表も予定している。	-
里づくり計画に位置付けるための協議へ市が関与する制度創設の検討が必要		
里づくり協議会の活動が活発でないために合意形成が容易ではない場合、市が助言や勧告、場合によっては裁定等を行うような制度の検討が必要	R4.2の規制緩和により、移住者が起業を希望する場合の里づくり計画への位置づけは不要となったが、里づくり協議会の承諾を得るための移住者と起業者の協議の場に市職員が立ち会うなどの支援やコンサルタントの派遣を行う。	-
十分な協議を経てもなお住民の合意が得られない場合のうち、一定の場合には市が合意形成に直接関与する制度などの検討も必要		
里づくり協議会の活動実体がなく、地域住民の合意がある場合に、開発許可に関する協議や合意形成を第三者に委託する制度の検討が必要	里づくりに取り組む地域や移住者へのきめ細やかな支援のため、市職員やコンサルタントの派遣を行っている。	-

■行政サービス改善検討項目一覧

検証委員からいただいた改善策	取り組み状況 (R5年3月時点)	実施時期
<p>簡易な開発行為については、開発行為の規模や性質に応じて更に手続き軽減や簡略化の検討が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模戸建て住宅の開発にかかる事前協議を省略し、手続きの軽減を図っている。 ・小規模戸建て住宅の開発許可を不要とするさらなる手続きの軽減や申請書類の簡素化を実施した。 	<p>R3.4 R4.7</p>
②市街化区域の申請手続きの一本化についての改善策		
<p>開発許可申請手続きにおいて、都市局指導課が全体のプロセスやスケジュールを積極的に管理し、関係各課との連携を強化すべき</p>	<p>開発許可申請管理システムを導入（R3.2）し、開発関係情報を一元的に管理することで、全体のプロセスや進捗状況等の一部が把握できるようになった。また、同システムと連携させたコラボフロー機能により、関係各課への照会・回答、通知等を容易にするなど、関係各課との連携強化を図っている。</p>	<p>R3.2</p>
<p>関係各課の物理的な距離を縮めて、開発事業者の移動の負担軽減を検討すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上の「神戸市情報マップ」に、開発事業者にとって必要な情報〔都市計画情報（用途地域、防火・準防火地域等）、土砂災害、砂防、下水、道路関係情報〕をまとめて掲載することにより、事業者が来庁することなく、容易に情報を取得することが可能となった。 ・開発許可区域・許可番号をホームページで公開した。 ・開発許可申請管理システムを関係各課が閲覧できるようにし、情報の一元化を実施した。 ・開発許可関連の届出等6手続について電子申請の受付を開始し、R4.12からは、さらに7手続きについて実施している。来庁せずとも、曜日・時間も問わずに申請・届出を可能とするとともに、印刷等に係るコスト削減を図っている。引き続き、事業者負担の軽減を図っていく。 	<p>R3.3 R3.11 R4.2 R3.11～</p>
<p>窓口での対応や相談への対応についても開発行為の経験や知識の豊富な職員を有効活用し、実質的なワンストップサービスの実現を目指すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課と関係各課との共通理解や課題の共有に努め、都市計画課において一案件につき幅広い対応ができるよう努めている。 ・重複する手続きや協議については、省略や簡素化に努めている。 ・これまでも実施しているが、イレギュラー事案など関係各課との個別相談では対応が困難な事案等においては、都市計画課がリーダーシップを発揮し、関係課との調整を図り、神戸市としての対応方針を明確にして、事業者への効率的な対応に努めていく。 	<p>随時</p>

■行政サービス改善検討項目一覧

検証委員からいただいた改善策	取り組み状況 (R5年3月時点)	実施時期
③地域への配慮や住民説明についての負担の改善		
開発事業者に住民に丁寧な説明を求め一方で、開発事業者に必要な以上に過度な負担を課している面があれば負担を軽減する方策の検討が必要	住民への事前説明を条例において求めているのは、住民等と良好な関係を築き、開発事業を円滑に進めていただくためであり、重要な手続きであると考えている。事業者に対しては、お互いの立場を尊重し、譲り合いの精神で話し合いを行うことを求めているものの、住民の同意を得ることまでは求めてはいない。事業者からの住民説明に関する相談については、個別の事案に応じて、きめ細やかに対応している。	随時
開発事業者と地域住民との協議が膠着した場合などについては、行政が従来以上に地域の相互理解の形成過程に関与し積極的に取り組む制度や運用の検討も必要	開発事業を円滑に進めるためには、事業者と住民がお互いの立場を尊重していただくことが重要であり、行政は、基本的には中立的な立場を取ることが求められる。もっとも、事業者・住民からの相談について、互いの理解が得られるようきめ細やかに対応している。	随時
4. 補助金		
①選考会のあり方について		
制度意義や必要性に応じて選考会の必要性を検討すべき	各補助金制度の選考会の有無について、状況把握を実施した。	R3.8
②申請書類・申請方法について		
郵送または持参ではなく、電子メールによる受付を促進すべき	<ul style="list-style-type: none"> 「補助金等の交付に関する手続きの見直し」について庁内に通知を行い、手続きの電子化等の検討・対応を各所管課に依頼した。 手続きの電子化の前提となる請求書の省略について条件の緩和・範囲の拡大を行い、庁内に通知した。 	R3.2 R4.1